株式会社サンプルデジタル

社外秘 | 2026-07-10

# 株主の棚卸し

減資の臨時株主総会の前に、株主と議決権を揃える

**この書類の結論**

**投資家 2 組合の書面の承諾を、招集通知の前に取る**（7 月 17 日まで）。宮下 聡 氏の住所を直して通知を送る。全員の同意による書面の決議は使えないので、総会を開く。

| | |
|---|---|
| 作成 | AI 活用担当 |
| 日付 | 2026-07-10 |
| 版 | 1.0 |
| 機密区分 | 社外秘 |

# 目次

1. この文書について ..... 3
1.1 目的 ..... 3
1.2 読み手 ..... 3
1.3 範囲 ..... 3
1.4 範囲に含まないもの ..... 4
1.5 前提と制約 ..... 4
1.6 改訂履歴 ..... 4
1.7 用語 ..... 4
2. 測り方 ..... 5
3. いま誰が何株持っているか ..... 5
3.1 株式が増えた経緯と、払込の照合 ..... 6
4. 名簿と他の資料の食い違い ..... 6
5. 決議に届くか ..... 7
5.1 招集通知 ..... 7
6. 株主リストに載る株主 ..... 8
7. どこから手を付けるか ..... 8
8. 論点と未決 ..... 9
9. 次にやること ..... 9

## 結論

**状況** 株主は 5 名・12,000 株（種類株式・自己株式・新株予約権なし）。2026-08 上旬に臨時株主総会（予定）、資本金の額の減少（減資）を特別決議で決める。

**問題** **会社法の上では、創業者 2 名（8,000 株・66.7%）だけで特別決議に届く。**ただし投資契約 2 本が、減資を**事前の書面承諾**の対象にしている（3,400 株・28.3%）。宮下 聡 氏（600 株）は名簿の住所が古く、連絡が取りにくい。名簿と他の資料の食い違いが 3 件ある。

**問い** 招集通知を出すまでに、何をどの順に片付けるか。

**答え** **投資家 2 組合の書面の承諾を、招集通知の前に取る**（7 月 17 日まで）。宮下 聡 氏の住所を直して通知を送る。全員の同意による書面の決議は使えないので、総会を開く。

| | 結果 | 詳しくは |
|---|---|---|
| 株主・株数 | 5 名・12,000 株 | 3 章 |
| 特別決議に要る議決権（全員出席のとき） | 8,000 個以上 | 5 章 |
| 事前の書面承諾が要る株主 | 2 名・3,400 株 | 5 章 |
| 名簿と他の資料の食い違い | 3 件 | 4 章 |
| 払込の合計と資本金・資本準備金 | 一致 | 3 章 |

資料: 本書の各章の図表（出どころは各図表の下に記載）

# 1. この文書について

## 1.1 目的

**資本金の額の減少（減資）の臨時株主総会の前に、株主と議決権と、決議に要る賛成を揃える。**あわせて、総会の後の株主リスト（登記）と、次の調達で必ず聞かれる株主の資料の元にする。

## 1.2 読み手

- 代表取締役（総会の準備と投資家への依頼）
- 管理部（名簿・通知・委任状）
- 司法書士の先生（総会の手続と登記）
- 弁護士の先生（投資契約の解釈を確かめる場合）

## 1.3 範囲

- 株主名簿の全株主（5 名）と、設立からの株式の増え方（3 回）
- この総会の決議（会社法 第 447 条第 1 項・第 309 条第 2 項第 9 号（特別決議））に届くか

## 1.4　範囲に含まないもの

> **ここを書かないと、読み手は「書いていないこと＝やること」と読みます。**

- 株式の値打ちの算定（株価の評価）
- 決議の手続と登記の書類の作成 — 司法書士の先生の業務（司法書士法 第 3 条）
- 投資契約の解釈と、違反したときの扱い — 弁護士の先生の業務

## 1.5　前提と制約

> **前提が崩れたら、この文書の結論も崩れます。**崩れたら作り直します。

| # | 前提 | 崩れたらどうなるか |
|---|---|---|
| 1 | 株主名簿の株数は、払込の記録と登記の資本金に合う（本書で照合した） | 合わなければ、どれが正しいかを先に決める |
| 2 | 定款どおり（株券を発行しない・取締役会を置かない・書面投票の定めなし） | 定款が違えば、招集の期間や通知の方法が変わる |
| 3 | 総会の日は 8 月上旬、議決権を持つ株主は名簿のとおり | 株主が替われば決議の数え方が変わる |

## 1.6　改訂履歴

| 版 | 日付 | 作成 | 承認 | 変更の要旨 |
|---|---|---|---|---|
| 1.0 | 2026-07-10 | AI 活用担当 | 藤本 彩 | 初版（減資の臨時株主総会の準備として） |

## 1.7　用語

| 語 | この文書での意味 |
|---|---|
| 株主名簿 | 株主の氏名・住所・株数・取得の日を書いた名簿（会社法 第 121 条）。株券を発行しない会社では、これが株主であることの拠り所 |
| 議決権 | 株主総会で 1 株につき 1 個。当社は種類株式も自己株式も無いので、株数と同じ |
| 特別決議 | 議決権の過半数を持つ株主が出席し、出席した議決権の 3 分の 2 以上で決める（第 309 条第 2 項）。減資はこれ（同項第 9 号） |
| 事前承諾 | 投資契約で、会社が特定のことをする前に、投資家の書面の承諾を取ると決めたもの |
| 資本政策表 | 誰がいつ何株をいくらで持ったかを、代表が管理している表（Excel） |
| 株主リスト | 登記の申請に添える、議決権の多い株主の一覧（商業登記規則 第 61 条第 3 項） |

## 2.　測り方

**株主名簿を正として、ほかの 5 つの資料と 1 株ずつ突き合わせた。**どれか 1 つだけ見ても、食い違いは見つからない。

**図表 1**　突き合わせた資料

| 資料 | 日付 | 見たこと |
|---|---|---|
| 株主名簿 | 2026-07-10 | 株主・住所・株数・取得の日 |
| 資本政策表（代表の Excel） | 2024-07-02 | 株主ごとの株数と割合 |
| 法人税申告書 別表二（第 4 期） | 2026-05-29 | 上位の株主と株数 |
| 登記事項証明書 | 2026-07-06 | 発行済株式の総数・資本金の額 |
| 投資契約 2 本・引受けの契約 1 本 | 2023〜2024 年 | 事前の承諾が要る事項・通知先 |
| 払込の記録（通帳） | 2022〜2024 年 | 株式ごとの払込額 |

資料: 当社実査（2026-07-10）。株主名簿の日付で揃えた

## 3.　いま誰が何株持っているか

**図表 2**　株主の一覧（議決権の多い順。株数の単位は株、1 株 1 議決権）

| 株主 | 区分 | 株数 | 割合 | 取得 | 連絡 | 契約 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤本 彩 | 代表取締役（創業者） | 6,400 | 53.3% | 2022-04-01 設立（発起人） | 取れる | — |
| サンプル・ベンチャーズ 1 号投資事業有限責任組合 | ベンチャーキャピタル（シリーズ A の主な引受先） | 2,400 | 20.0% | 2024-06-28 第三者割当 | 取れる（無限責任組合員の担当者） | 投資契約。資本金の額の減少は事前の書面承諾が要る |
| 森川 拓也 | 取締役（共同創業者） | 1,600 | 13.3% | 2022-04-01 設立（発起人） | 取れる | 創業者どうしの取り決めが無い |
| サンプル・キャピタル 2 号投資事業有限責任組合 | ベンチャーキャピタル | 1,000 | 8.3% | 2024-06-28 第三者割当 | 取れる（無限責任組合員の担当者） | 投資契約。資本金の額の減少は事前の書面承諾が要る |
| 宮下 聡 | 個人投資家 | 600 | 5.0% | 2023-03-31 第三者割当 | 取りにくい（名簿の住所が 2023 年のまま） | 引受けの契約のみ |
| **計** | | **12,000** | **100.0%** | | | |

資料: 株主名簿（2026-07-10 現在）と各資料。割合は小数第 2 位を四捨五入　(n=5)

株券は発行しない（定款）。**株主であることの拠り所は株主名簿だけ**で、株式を譲り受けた人も名簿に載るまでは会社に株主だと言えない（会社法 第 130 条第 1 項）。だから名簿の正しさがすべての出発点になる。

### 3.1　株式が増えた経緯と、払込の照合

**図表 3**　株式の増え方（払込の記録から）

| 日 | 何 | 株数 | 1 株の払込（円） | 払込額（円） | うち資本金（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022-04-01 | 設立 | 8,000 | 500 | 4,000,000 | 2,000,000 |
| 2023-03-31 | 第三者割当（シード） | 600 | 29,500 | 17,700,000 | 8,850,000 |
| 2024-06-28 | 第三者割当（シリーズ A） | 3,400 | 94,000 | 319,600,000 | 159,800,000 |
| **計** | | **12,000** | | **341,300,000** | **170,650,000** |

資料: 払込の記録（通帳）。資本金に入れたのは払込額の 2 分の 1、残りは資本準備金（会社法 第 445 条第 2 項・第 3 項）

**照合の結果: 株数の合計 12,000 株は株主名簿と一致。**払込の合計 341,300,000 円の 2 分の 1 の 170,650,000 円は登記の資本金と、残りの 170,650,000 円は第 4 期の貸借対照表の資本準備金と一致した。

## 4.　名簿と他の資料の食い違い

3 件。**どれも株主名簿か払込の記録を正として直す。**総会に効くのは 2 件目（通知の宛先）。

**図表 4**　見つかった食い違い

| 資料 | 食い違い | 正しい方 | 直す人 | 期限 |
|---|---|---|---|---|
| 資本政策表 | 宮下 聡 の株数が 500 株（シードの計画のまま） | 株主名簿と払込の記録の 600 株 | 藤本 彩 | 2026-07-24 |
| 株主名簿 | 宮下 聡 の住所が 2023 年の引受けのときのまま（2025-05 に転居の連絡がメールで来ていた） | 本人から住所の届出を受けて直す | 管理部 | 2026-07-17 |
| 別表二（第 4 期） | 投資事業有限責任組合 2 つの名称が略称で書かれている | 株主名簿の正式な名称 | 顧問の税理士の先生 | 第 5 期の申告 |

資料: 当社実査（2026-07-10）

# 5.　決議に届くか

資本金の額の減少（減資）は特別決議（会社法 第 447 条第 1 項・第 309 条第 2 項第 9 号（特別決議））。**定足数は議決権の過半数の出席**（6,001 個以上）、**可決は出席した議決権の 3 分の 2 以上。**

**図表 5**　特別決議に届くか（賛成する株主の組み合わせごと。数は議決権の個数）

| 場合 | 出席の議決権 | 要る賛成 | 藤本 彩 だけ (6,400) | 創業者 2 名 (8,000) | 藤本 彩 + ベンチャーズ 1 号 (8,800) |
|---|---|---|---|---|---|
| 全員が出席 | 12,000 | 8,000 | **届かない** | 届く | 届く |
| 宮下 聡 氏が欠席 | 11,400 | 7,600 | **届かない** | 届く | 届く |

資料: 本書の計算（株主名簿の議決権）。会社法（e-Gov 法令 API、2026-11-17 取得） 第 309 条第 2 項

**会社法の上では、創業者 2 名で 8,000 個＝ちょうど 3 分の 2 に届く。**ただし次の 2 つは、議決権の数とは別に効く。

- **投資契約の事前承諾** — 投資家 2 組合（ベンチャーズ 1 号とキャピタル 2 号）との投資契約は、2 本とも、減資の前に書面の承諾を取ると定めている。総会で可決しても、承諾が無ければ契約に反する（契約の解釈は弁護士の先生に確かめる）
- **書面での決議（第 319 条）は使えない** — 総会を開かずに決めるには、議決権を持つ株主**全員**の書面の同意が要る。宮下 聡 氏と連絡がつかない間は使えないので、総会を開く

## 5.1　招集通知

総会の 1 週間前までに、株主に通知を出す（第 299 条第 1 項。当社は公開会社でなく、定款で短縮していない）。取締役会を置かず書面投票も定めていないので書面でなくてもよいが（同条第 2 項）、**記録を残すために書面とメールの両方で送る。**通知は、株主名簿の住所か、株主が届け出た連絡先に送れば足りる（第 126 条第 1 項）。代理人で出席する投資家には、代理権を証明する書面（委任状）の様式を付ける（第 310 条第 1 項）。

## 6.　株主リストに載る株主

登記の申請には、議決権の多い順に足して 3 分の 2 に届くまでの株主（最大 10 名）の一覧を添える。当社は **2 名（73.3%）**。作成と申請は司法書士の先生が行う。

**図表 6**　議決権の多い順と累計（議決権は個）

| 株主 | 議決権 | 割合 | 累計 | 株主リスト |
|---|---|---|---|---|
| 藤本 彩 | 6,400 | 53.3% | 53.3% | 載せる |
| サンプル・ベンチャーズ 1 号投資事業有限責任組合 | 2,400 | 20.0% | 73.3% | 載せる |
| 森川 拓也 | 1,600 | 13.3% | 86.7% | 載せない |
| サンプル・キャピタル 2 号投資事業有限責任組合 | 1,000 | 8.3% | 95.0% | 載せない |
| 宮下 聡 | 600 | 5.0% | 100.0% | 載せない |

資料: 商業登記規則 第 61 条第 3 項（e-Gov 法令 API）、法務省「株主リスト」書式例・よくあるご質問

## 7.　どこから手を付けるか

**総会に効く順**に並べた。総会に効かない食い違いも、次の調達の前には必ず直す。

**図表 7**　手を付ける順

| 順 | 何を | なぜ先か | 誰が | 期限 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 投資家 2 組合に、減資の事前承諾の書面を依頼し、受け取る | 承諾の前に招集すると、契約に反したまま総会を開くことになる | 藤本 彩 | 2026-07-17 |
| 2 | 宮下 聡 氏から住所の届出を受け、名簿を直す | 通知が届かなければ、出席も委任状も得られない | 管理部 | 2026-07-17 |
| 3 | 招集通知と委任状の様式を、名簿の住所と届出の連絡先に送る | 総会の 1 週間前まで（第 299 条第 1 項） | 管理部 | 2026-07-24 |
| 4 | 資本政策表の株数を名簿に合わせる | 次の調達と株主リストで使う | 藤本 彩 | 2026-07-24 |
| 5 | 別表二の組合の名称を正式な名称にする | 次の申告で直せば足りる | 顧問の税理士の先生 | 第 5 期の申告 |

資料: 本書で判定

## 8.　論点と未決

> **決まっていないことを、決まっていないと書きます。**埋めてから出すと、決めた人が誰もいないまま進みます。

| # | 論点 | 選択肢 | 決める人 | 期限 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 宮下 聡 氏と総会までに連絡がつかない場合 | 名簿の住所に送れば通知は足りる（第 126 条第 1 項）。欠席でも創業者 2 名で届く | 藤本 彩 | 2026-07-17 |
| 2 | 森川 拓也 氏が退任したときの株式の扱い（創業者どうしの取り決めが無い） | 買い戻しの取り決めを結ぶ／次の調達の前に投資家と相談する | 藤本 彩 | 2026-12 |
| 3 | 減資の後、次の調達（新株）の前に株主の資料を一式で揃えるか | 本書を更新して使う／調達の準備の中で作り直す | 藤本 彩 | 2027-03 |

## 9.　次にやること

| # | やること | 誰が | いつまでに |
|---|---|---|---|
| 1 | 投資家 2 組合へ事前承諾の依頼状を送る | 藤本 彩 | 2026-07-13 |
| 2 | 宮下 聡 氏にメールと電話で連絡し、住所の届出の用紙を送る | 管理部 | 2026-07-13 |
| 3 | 取締役の決定（総会の招集・債権者への公告と催告）を書面にする | 取締役 2 名 | 2026-07-21 |
| 4 | 招集通知・委任状の様式を発送し、送った日と宛先を記録する | 管理部 | 2026-07-24 |
| 5 | 総会の後、議事録と株主名簿の写しを司法書士の先生に渡す（株主リストの作成と登記の申請は先生） | 管理部 | 2026-08-04 |

> **当社は法律の判断をいたしません。**誰が何株持っていて、誰の賛成で決議に届き、どこが食い違っているか——事実を揃えるところまでです。**最終確認者：司法書士の先生**（総会の手続と登記）・**弁護士の先生**（投資契約の解釈）。